

指定特定相談支援事業所 障がい者相談支援センター 重要事項説明書
(令和8年6月1日現在)

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター
所在地	高松市福岡町二丁目24番10号
電話番号	087-806-0503
管理者氏名	児玉 美紀
サービスの種類	特定相談支援事業
事業者指定番号	3732020197
事業開始年月日	平成30年4月1日
サービス提供地域	高松市
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

2 事業所の職員体制など

職種	常勤
管理者	1名
相談支援専門員	1名以上

3 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日（振替休日を含む。）及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 計画相談支援費は、下記の表の単位をもとに算定されますが、利用者の負担はありません。
サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施にあたる介護給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。

(1か月あたり)

機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,822 単位
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1,558 単位

加 算 項 目	加算単位	内 容
初 回 加 算	300 単位	新規にサービス等利用計画を作成し、その利用者に対して指定サービス利用支援を行った場合および、新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす場合。
主任相談支援専門員配置加算Ⅰ	300 単位	地域の相談支援の中核的な役割を担う特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事務所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質向上のための指導・助言を実施している場合。
主任相談支援専門員配置加算Ⅱ	100 単位	主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合。
入院時情報連携加算Ⅰ	300 単位	入院時に、病院等を訪問し、医療機関の職員に必要な情報を提供した場合。
入院時情報連携加算Ⅱ	150 単位	入院時に、病院等を訪問する以外の方法で、医療機関の職員に必要な情報を提供した場合。
退 院 ・ 退 所 加 算	300 単位	退院・退所時に、当該施設の職員と面談し利用者に関する必要な情報の提供を受けた上でサービス等利用計画を作成した場合。
居宅介護支援事業所等連携加算	150 単位 もしくは 300 単位	障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際、利用者に関する必要な情報を居宅介護支援事業所等に提供、もしくは会議等に参加するなどして、居宅サービス計画の作成等に協力をした場合。
医療・保育・教育機関等連携加算	150 単位 ～ 300 単位	障害福祉サービス以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合。
集 中 支 援 加 算	150 単位 ～ 300 単位	計画決定月およびモニタリング対象月以外の月に、以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合。 ①利用者の居宅等を訪問し、利用者および家族との面接を月に2回以上実施した場合。 ②サービス担当者会議を開催した場合。 ③関連機関の主催する会議へ参加した場合。

サービス担当者会議実施加算	100 単位	指定継続サービス利用支援を行うに当たり、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接するとともに、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合。
サービス提供時モニタリング加算	100 単位	サービス等利用計画に位置付けたサービス事業所等を訪問し、サービス提供状況等を確認および記録した場合。
行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ当該相談支援専門員により、強度行動障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。
行動障害支援体制加算（Ⅱ）	30 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合。
精神障害者支援体制加算（Ⅰ）	60 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ利用者が通院する病院等の看護師または精神保健福祉士と連携して精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。
精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	30 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合。
高次脳機能障害者支援体制加算（Ⅰ）	60 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。
高次脳機能障害者支援体制加算（Ⅱ）	30 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合。
福祉・介護職員等処遇改善加算	単位数の 5.1%	当該加算の算定要件を満たす場合

- (2) 相談支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問や出張する必要がある場合は、旅費（実費）をお支払いいただきます。

5 当事業所が提供するサービスについて

(1) サービス内容

① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者の選択に基づき適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>

- i 利用計画の作成の開始にあたって相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

ii 相談支援専門員は、利用者及びその家族の置かれている状況等を考慮して、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスの種類、内容、量、福祉サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ利用計画案を作成します。

iii 相談支援専門員は、サービス担当者会を開催し、当該利用計画案の内容について担当者から専門的な意見を求めます。その後、その案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

・サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 障害者支援施設等からの退所・退院

障害者支援施設等から退所または退院しようとする利用者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるように、利用計画の作成等の援助を行います。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等、止むを得ない事情により終了させていただく場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の計画相談支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合には、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者がサービス等利用計画を作成する事業所を変更した場合
- 利用者が介護保険施設等に入所された場合
- 障害福祉サービス受給者証の認定有効期間満了後、更新を希望されない場合。
- 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他・ハラスメント

契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げず、又は不実の告知

を行い、その結果重大な事情を生じさせた場合や利用者及其のご家族などが当事業所、当事業所の職員に対して、本契約を継続し難いほどの迷惑行為を行った場合、サービス従事者等に対してハラスメント行為を行い、継続したサービス提供が困難と事業所が判断した場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(本契約を継続し難い迷惑行為の例)

- ・怒鳴る、大声で罵る、叩く、殴る、刃物を向けるなどの暴力又は乱暴な言動
- ・性的な話をする、必要もなく手を握る、体を触る、嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等のハラスメント行為
- ・職員の自宅住所や電話番号を何度もしつこく聞く、ストーカー行為、度を越えた謝罪の要求、長時間の電話、理不尽な苦情を申し立てる等の行為
- ・その他職員の名誉を著しく棄損する行為

6 苦情受付及び相談窓口

(1) 当事業所の苦情受付及び相談窓口

当事業所のサービスに関するご相談・苦情及び提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

- 苦情解決責任者 介護サービス課長 中條 恵助
- 苦情受付及び相談窓口（担当者） 相談支援専門員 伊澤 早百合
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）
- 電話 087-806-0503

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- 香川県国民健康保険団体連合会
受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始は除く。）
電話 087-822-7435・7453
- 高松市障害福祉課
受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始は除く。）
電話 087-839-2333
- 香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会
受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始は除く。）
電話 087-861-0545

※ 高松市以外にお住まいの方は、住所地の市町役場の障害福祉サービス担当課でも受け付けております。

7 法人の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会
代 表 者 名	会 長 加 藤 昭 彦
法 人 所 在 地	高松市福岡町二丁目24番10号
電 話	087-811-5666
FAX	087-811-5256

8 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、その原因を分析し、市町村等の関係機関、利用者及びその家族に対して速やかに報告を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- (2) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、助言に従って必要な改善を行います。
- (4) 国民健康保険団体連合会が行う調査についても同様とします。

9 虐待の防止のための措置

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定

【虐待防止責任者】相談支援専門員 伊澤 早百合

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

10 身体拘束等の禁止

当事業所では、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

11 衛生管理等

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じています。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

12 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しています。